

6. 「県と市町村間の連携・協働」による行政の効率化を、次のような基本的認識のもとに推進することが適当と判断

(1) 県と市町村それぞれは、一方が他方を支配し、または、積極的に補完を義務づけられる関係にはなく、**対等な立場**に立つ公共団体である。

(2) 県と市町村は、憲法と国法が禁止しない限り、それぞれの議会の承認を得て、他の公共団体(国も含む。)と、平等な立場で、連携・協働を進めることができる。**(公共団体間の「契約」自由の考え方)**

(3) 県と市町村が有する**総資源**(職員、予算、土地、施設)を、県域のニーズに対応して、連携・協働して、**有効利用**することが望ましい。

◇県域資源

・**人的資源** 県職員 1万7千人 市町村職員 1万3千人 **合計 3万人**

・**財政資源**(平成27年度予算額)

県 4,712億円 市町村 5,392億円 **合計 10,104億円**

4

7. 奈良県・市町村長サミットの開催

① 平成21年から、過去6年間、知事と市町村長全員が参加する「**奈良県・市町村長サミット**」を定期的で開催し、意見交換を行う。(年6回程度、これまで合計40回以上開催)

② 意見交換は、参加者を6つほどのテーブル(アイランド)に分け、テーマを設定し、資料説明、テーブル討議、テーブル代表者からの発表、有識者総括、知事総括の順に進行

奈良県・市町村長サミット



③ 先進的な取り組みをされている市長や、有識者を招いて、講演、質疑を行った。

④ 県からは、各テーマごとに統計処理した分析資料を提示。各市町村の立ち位置と差異を客観的指標を用いて説明。

5

8. 奈良モデルの新しい形

(1) **地域フォーラム**（地域の課題について、地域毎に、知事、地域の市町村長、住民等によるパネルディスカッションを開催(開催実績：H25年度2地域、H26年度2地域)）

(2) **地域振興懇話会**（県内の小地域別に、その地域の課題及びその取り組み方について、知事と市町村長が議論する場を設定(4地域で開催を始めている。))

(3) **テーマ別サミット**（テーマを選び、有志の市町村長と議論する場合を設定）

例

- ・ 県・市町村の教育長も交えて、統計に基づいて議論を行う、奈良県教育サミット
- ・ ごみ処理の共同化について、有志参加で行う検討会
- ・ 県と市町村水道の組合せの最適化を目指す「県域水道ファシリティマネジメント」懇話会

(4) **市町村政策自慢大会**（市町村の若手職員が、それぞれの市町村の自慢の政策をプレゼンテーション）

(5) **がんばる市町村応援表彰**（財政、組織、地域活性化の部門ごとに、外部委員の選考により、優れた行政運営に取り組んでいる市町村を表彰）

（選考委員） 財政運営部門：小西砂千夫(関西学院大学教授) 組織運営部門：辻琢也(一橋大学副学長)
地域活性化部門：齊藤由里恵(徳山大学准教授)

(6) **民間も含めた協働**（地域交通改善協議会（知事、市町村長とバス事業者等と県下のバス路線の存廃について協議を行う場））

6

9. 「奈良モデル」の取組が進展（検討状況）

平成21年度まで

奈良県にふさわしい県と市町村との役割分担のあり方を検討

【県と市町村の役割分担のあり方検討】

・「県と市町村の役割分担協議会」を設置(H20)
・「奈良モデル」検討報告書(H21)
県と市町村の具体的な業務について、役割分担の方向性を提言

・「奈良県・市町村長サミット」の開催(H21～)

平成22～25年度

県と市町村が「奈良モデル」の詳細検討を行い、取り組みが可能な業務から順次実行

【「奈良モデル」検討による成果】

・南和広域医療組合設立(南和地域の広域医療体制の構築)(H23)
・市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定に対し県が技術的支援を受託(H22～)
・市町村税の徴税強化のため7町によるネットワーク型共同徴収の開始(H25～) 等

【検討を開始した業務】

・市町村国民健康保険のあり方
・県域水道ファシリティマネジメント
・循環型社会の構築(ごみの共同処理)
・市町村公営住宅の管理の共同化
・公共交通の確保に向けた検討 等

【その他】

・「奈良モデル」補助金による支援(H23～)
・「地域振興懇話会」の開催(H24～)

平成26年度～

県と市町村が協働で事業を実施するなど、新たな取り組みにより「奈良モデル」が更に進展

【「奈良モデル」検討による成果】

・奈良県広域消防組合発足(H26)
・県と市町村との「まちづくり連携協定」を6市と締結(H26)

【検討を開始した業務】

・市町村と連携したエネルギー政策
・子ども・子育て支援事業計画の推進への支援
・保健師ネットワークの強化
・市町村のファシリティマネジメントの支援 等

【これから検討を深めていく業務】

・地域医療ビジョン策定に向けた連携
・新たなパーソネルマネジメント
・教育行政にかかる連携 等

【その他】

・連携・協働に取り組む市町村への県の財政支援スキームの充実(H27～)

7

「奈良モデル」は新たな広域連携の取組として国からも高く評価。

国も「合併推進」から「連携」に方向転換
改正地方自治法(H26.5.30公布)：連携協約制度の導入

「奈良モデル」がこれからの地方自治の“流儀”のモデルに

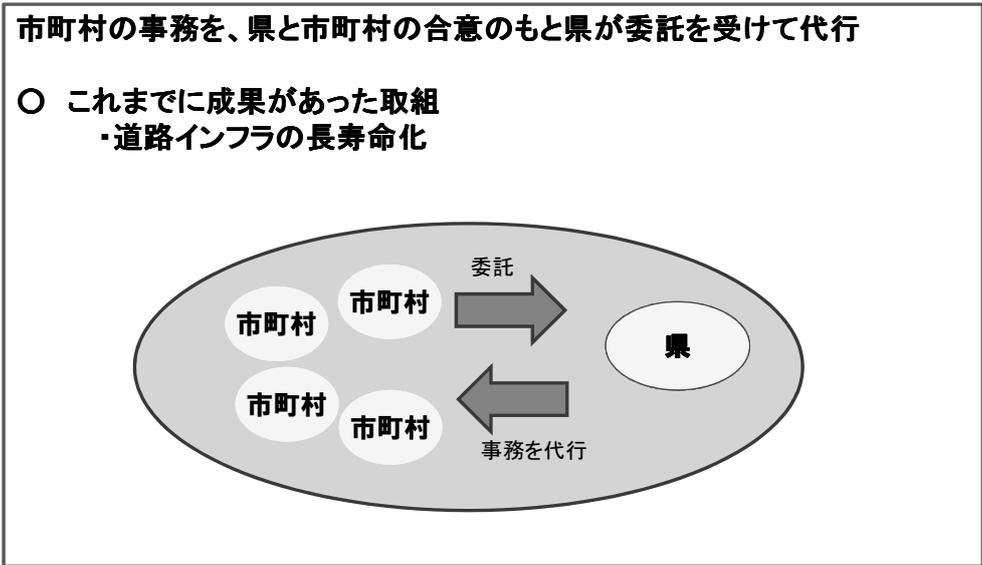
(1) 参議院総務委員会 (平成26年5月20日)
地方自治法の一部を改正する法律案における「地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針を定める連携協約制度」の国会審議に際し、参議院総務委員会の参考人質疑が行われ、参考人の一人として、「奈良モデル」について説明。



(2) 地方制度調査会専門小委員会 (平成27年1月28日)
国の地方制度調査会専門小委員会からの要請により、人口減少社会における都道府県の役割について発言する機会があり、「奈良モデル」の考え方とこれまでの成果を紹介。

奈良モデルの取組を様々な分野で発展させています

1 市町村行政を県が受託



**奈良モデル取組事例
(これまでで成果)**

道路インフラの長寿命化

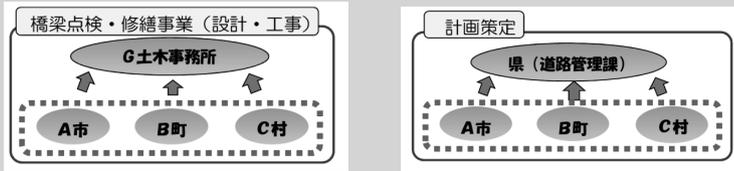
発想の契機

- ・市町村の技術者の数が減少傾向。12市町村は土木技術職員が0人（平成22年当時）
- ・橋梁長寿命化修繕計画の策定が義務化

連携内容

(垂直補完の実施)

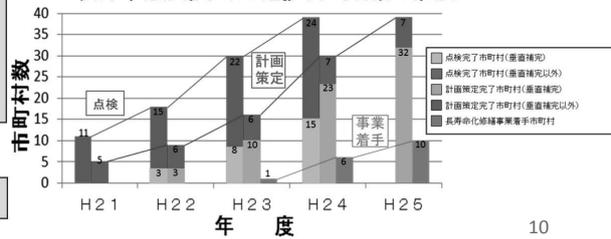
- ・平成22年度から、市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定に対し、県からの技術的支援を実施（市町村から県が受託）
- ・橋梁長寿命化修繕計画は、まず『点検』を実施し、その結果に基づき『計画策定』を行う。



実績

- ・平成24年度末には全市町村の橋梁点検が完了（15/39市町村が県に委託）
- ・平成25年度末には全市町村の計画策定が完了（32/39市町村が県に委託）

長寿命化修繕事業の進捗(市町村数の推移)



関係者の反応

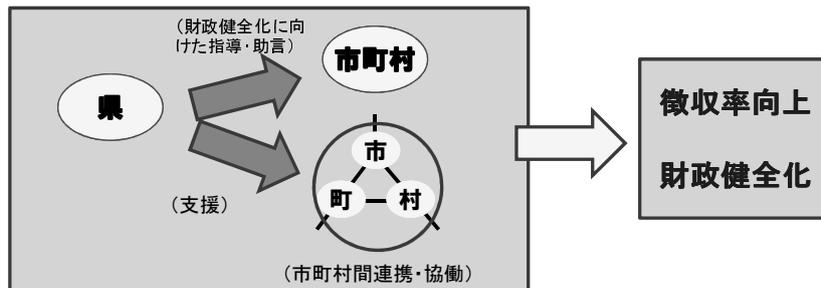
※計画策定により、修繕工事が本格化

奈良モデルの取組の実例

2 県が市町村財政を助ける

市町村の財政健全化に向け、県が継続的に指導・助言を行うとともに、徴税率の向上に向けたノウハウ・スキルの共有化の支援や人的支援を実施。

- 現在推進中の取組
 - ・市町村税の徴税強化



発想の契機

- 徴収業務に関するノウハウ及びスキルの共有化を図り、もって県内全体の徴収力強化を目指す必要性
- 地域に密着した市町村では、地元有力者の滞納に対して、強制徴収を行うことにはためらいがある場合もあり、県職員が代わって働きかける必要性

連携の内容

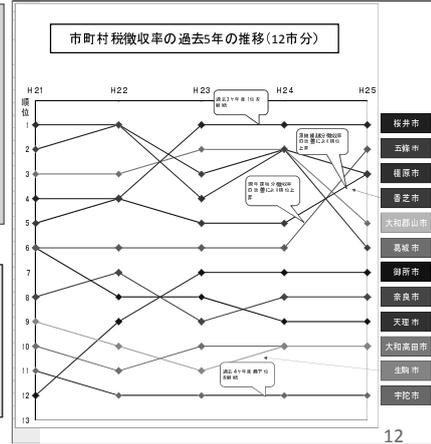
- 各市町村別に徴収率を公表。羞恥心に訴えかける。
- 県職員を市町村に派遣し、常駐させる「常駐派遣」及び1ヶ月に数回、必要な助言、技術指導等を行う「随時派遣」を併用し、県と市町村が協働して、滞納繰越分を中心に滞納整理を実施

連携の実施

- 職員派遣型協働徴収
大和高田市、香芝市、県職員で相互に徴収職員を併任、派遣。市税徴収率(滞繰)の向上及び差押え件数増加
- ネットワーク型協働徴収
川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の7自治体で滞納案件を持ち寄り、徴収のための事例研究を行い、滞納整理ノウハウを共有

関係者の反応

- 県内市町村の平均徴収率が上昇
(全国順位 H19:38位、H20:37位→H25:31位)
- 徴収ノウハウ・スキルの共有により、各自治体の徴収力の向上につながり、職員派遣型及びネットワーク型双方の取組を県内で拡大していこうとの意識が高揚

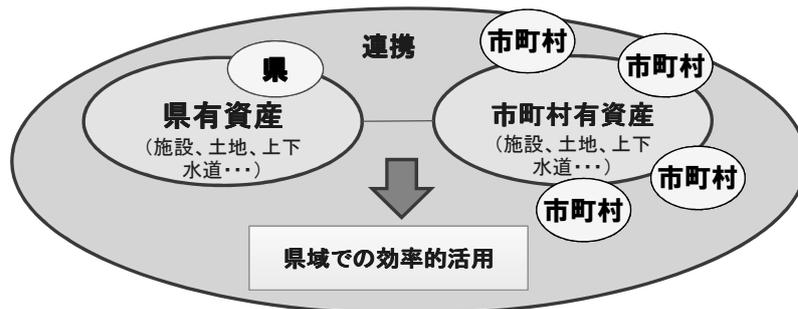


奈良モデルの取組の実例

3 県・市町村連携ファシリティマネジメント

県と市町村、市町村相互の連携により、それぞれが有する施設などの資産を総合的に有効活用する仕組みを検討・実施。

- 現在推進中の取組
 - ・ 県域水道ファシリティマネジメント



発想の契機

- 需要縮小時代に突入り、今後増大する施設更新に工夫が必要
- 県と市町村の連携により、県域水道全体で効率化を進めることが必要

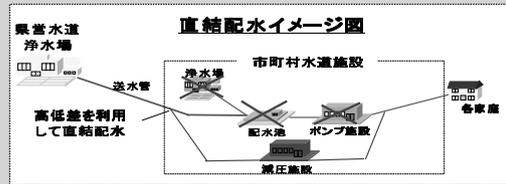
連携の内容

県営水道の資産(施設、水源、人材、技術力)を県域全体で活用し、**県域水道総資産を最適化**

連携の方法

■ 県営水道エリア → 県営水道の水源と施設の活用

- ・ 自己水維持と県営水道への転換(水源選択)を具体的な経営シミュレーションを提示して協議
- ・ 県営水道の位置エネルギーを活用した直結配水により受配水池、ポンプ施設を廃止(資産縮小)



■ 五條・吉野エリア → 市町村水道間の連携に県が支援

- ・ 浄水場の統廃合など将来シミュレーションによる具体的な広域化案を提案し、広域化を支援

■ 簡易水道エリア → 県営水道の人材・技術力の活用

- ・ 小規模水道における管理体制構築に向けた技術支援を実施

関係者の反応

具体的な分析データに基づく広域化案や処方箋を県が市町村に提示 → 市町村の機運熟成
《県水100%》 H23年度:5市町村 → H30年度:11市町村(確定) → H32年度:14市町村(見込み)

今後の展開

県営水道資産の更なる活用により、市町村水道事業の県受託の可能性や市町村水道料金のあり方などを長期的な視点で検討し、県営水道エリア以外も含めて、県域水道全体への貢献につなげていく

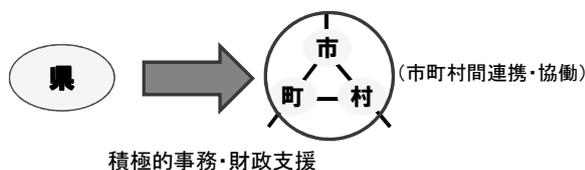
14

奈良モデルの取組の実例

4 市町村間の広域連携を県が促進・支援

市町村間で連携・協働して実施される取り組みに対し、県が事務・財政的支援を行う。

- (1) これまでに成果があった取組
 - ・ 消防の広域化
- (2) 現在推進中の取組
 - ・ 循環型社会の構築(ごみ共同処理)



15

**奈良モデル取組事例
(これまで成果)**

消防の広域化

発想の契機

- 高齢化に伴う救急搬送件数の増加
- 南海トラフ巨大地震や洪水等大規模災害発生懸念
- 老朽化した消防施設・設備の維持更新が困難
- 消防救急技術の高度化・多様化
- 平成28年5月までの消防救急無線のデジタル化の実施

広域化実現のために県が果たした役割

- 広域化推進計画、広域消防運営計画の策定、消防広域化協議会の運営などの面において県が強いリーダーシップの発揮
- 奈良県広域消防組合への職員の派遣などの人的支援、消防救急無線のデジタル化、高機能指令センターの整備に対する財政的支援を県として実施
- 広域化を促進するための国に対する財政的支援の要望の実施

奈良県広域消防組合の概要

【平成26年3月31日まで】

11消防本部
(奈良市・生駒市を除く
37市町村の消防本部)

【平成26年4月1日から】

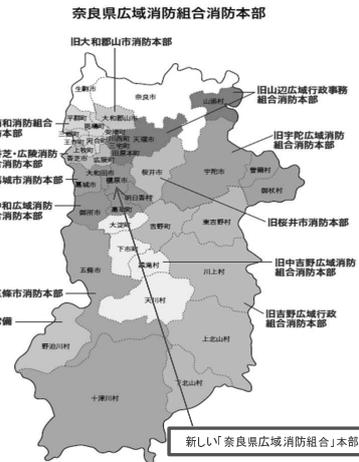
奈良県広域消防組合
(37市町村1消防本部)

平成26年4月
総務部門統合

平成28年4月
通信部門統合

平成33年
現場部門統合

組織は段階的に統合していき、対応能力もますます向上。



本部	橿原市
消防署数	18消防署
職員数	1,280名
保有車両台数	166台
構成市町村	37市町村
管轄人口	約90万人
管内面積	3,361km ²

16

**奈良モデル取組事例
(現在推進中)**

循環型社会の構築(ごみ共同処理)

発想の契機

- ごみ焼却施設の老朽化に伴う施設更新・大規模改修が必要(県内約8割の施設が20年以上経過)
- 処理人口5万人未満の小規模施設が約7割(17施設/25施設)
- ごみ処理の効率化・安定的継続のため施設更新等を契機とする広域化(共同処理)の検討が必要

県の役割

- 県・市町村長サミット「奈良モデル検討会」でごみ処理広域化の必要性・効果の認識共有(H22~)
- 関係市町村との実務的な検討会を通して、広域化の枠組み(関係市町村構成)づくりを支援・促進
 - ①現状・課題や広域化による将来見通し(コストシミュレーションなど)のとりまとめ・情報提供
 - ②関係市町村への打診や議論の機会づくり
 - ③関係市町村の調査検討に対する技術的支援や県費補助による財政支援

ごみ共同処理への動き

- 関係市町村による広域化推進
 - ①**県南部地域7町村**: 県南部地域ごみ処理広域化推進協議会(H25年11月~)
※2施設を1施設に統合整備(検討)
 - ②**県東部地域3市村**: 県宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会(H26年12月~)
※2施設を1施設に統合整備(検討)
 - ③**やまと広域3市町**:
※3施設を1施設に統合整備(平成29年度稼働(予定))
 - ④**他の地域**でも広域化の動きが出てきている。
- 県は、がんばる市町村を支援(財政・技術的支援)

17

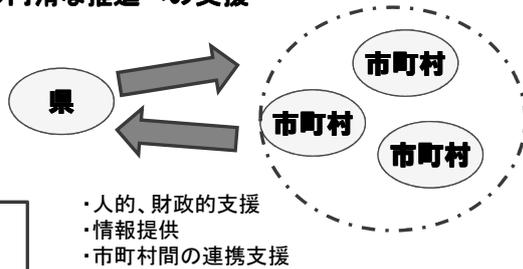
5 県と市町村が協働で事業を実施

市町村が実施するまちづくり・医療・福祉等の事業の推進において、県と市町村の連携の仕組みや体制を構築し、県と市町村が協働で事業を実施。

- (1) これまでに成果があった取組
- ・南和地域の広域医療提供体制

(2) 現在推進中の取組

- ・県と市町村との協定締結によるまちづくり
- ・再生エネルギーで地域振興
- ・国民健康保険の一元化
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進への支援
- ・保健師のネットワークの強化推進
- ・市町村公営住宅等の管理の共同化
- ・新たなパーソナルマネジメントの構築
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・健康長寿日本一に向けての連携



これから進めていく取組

- ・地域医療ビジョン策定に向けた連携
- ・教育行政にかかる市町村連携

18

奈良モデル取組事例
(これまでに成果)

南和地域の広域医療提供体制

発想の契機

- ・町立大淀病院
- ・県立五條病院
- ・国保吉野病院

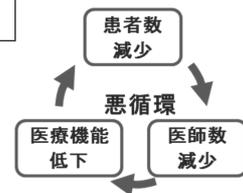
3つの公立病院(急性期)がそれぞれ医療を提供

連携内容

3つの公立病院を1つの広域医療拠点に

▼南和広域医療組合 南奈良総合医療センター

大淀町福神地内に新設
平成28年7月オープン予定

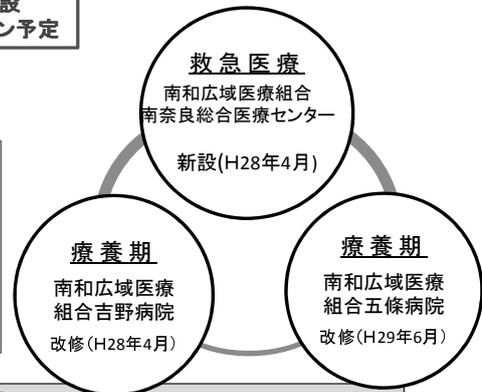


連携の方法

- ・ 12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を行う。
- ・ 建設費 197億円 過疎債の活用
- ・ 市町村の起債償還額の 60.9%を、県が負担(市町村負担を軽減)
- ・ 県立医大が、南和広域医療組合の要請にもとづき医師派遣を行う(医大ハローワークを設立)

関係者の反応

- ・ 救急医療の強化・長期間の入院医療の充実につながるものと期待
- ・ 9つのへき地診療所も広域医療連携のメンバーとなり、地域に密着した医療サービスの充実につながるものと期待



19

**奈良モデル取組事例
(これまでに成果)**

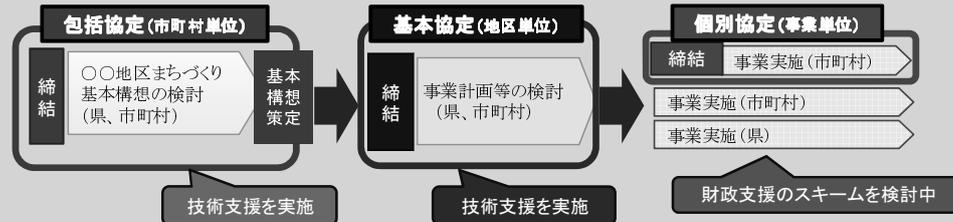
県と市町村との協定締結によるまちづくり

発想の契機

- まちづくりは、具体的に地区を指定して行うが、広域的な観点も必要
- まちの拠点となり得る場所には、県道・県有地や県有施設も含まれ、県が果たす役割は大きい。
- まちづくりに前向きで、アイデアや熱意のある市町村の方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、共通テーマを定めて協働で実施

連携内容

- 段階的に3種類の協定(包括協定、基本協定、個別協定)を締結し、プロジェクトの進捗にあわせ、市町村のまちづくりを支援
- 協働での計画検討や関係機関との調整など、技術支援を実施



- 市町村事業に対し、県費補助や県有地の提供など、財政支援を実施する予定

実績・反応

- 締結実績 : 天理市(H26,10) 大和郡山市(H26,11) 桜井市(H26,12) 奈良市(H27,1)
五條市(H27,2) 橿原市(H27,3) 大和高田市(H27,7) 高取町(H27,7)
御所市(H27,8)

20

**奈良モデル取組事例
(現在推進中)**

再生可能エネルギーで地域振興(小水力勉強会)

発想の契機

- 再生可能エネルギー等の普及拡大のため、地域での取り組みを創造し広めていく仕掛けが必要。
- 地域振興の1つのツールとして、地域が一体となって取り組む小水力発電は有効。
- 地域に近い市町村が地域と一緒に取り組むことで、再生可能エネルギーへの意識醸成を図る。

連携の内容・方法

- 小水力発電を検討するにあたり、その理解を深めるため、意欲の高い市町村と一緒に、事例の紹介や導入に必要なステップを知る勉強会を企画。

企画内容

- ◇勉強会の開催(7月、10月、1月) 参加市町村:16市町村
 - ①小水力発電を活かした地域振興(地域に小水力を導入)
 - ②小水力発電導入ステップを学ぶ(開発手順、電力線への接続手続)
 - ③市町村による独自の取組事例紹介、可能性のある場所の見つけ方

◇外部団体主催の視察等への参加(市町村職員も参加)

- 小水力発電先進地視察ツアー(9月) 視察先:兵庫県宍粟市、岡山県西粟倉村 等



吉野町三茶屋地区の水車

取り組み状況

- 地域の取り組みに、市町村が関わり小水力発電を実現する事例が出てきている。
 - [県の小水力発電導入支援補助を活用]
 - ▶川上村 村内の候補地を調査
 - ▶奈良市、東吉野村 市町村が参加して、地域で取り組み中(奈良市阪原町、東吉野村・つくばね)(奈良市は独自の支援も予算化)
 - [市町村独自で支援]
 - ▶十津川村 地域(谷瀬地区、重里地区)の取り組みに対して独自に支援

21

**奈良モデル取組事例
(現在推進中)**

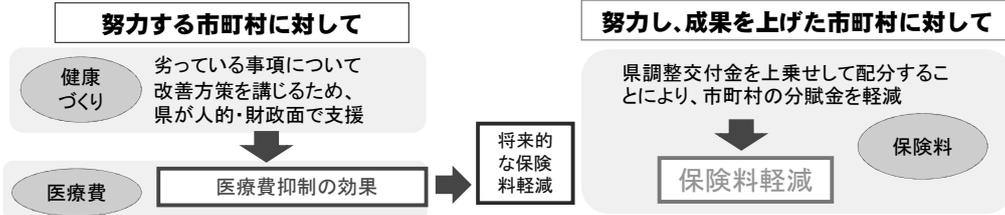
国民健康保険の一元化

発想の契機

- ・ 高齢者の増加等により給付費等が増加し、将来的に国保財政が急激に悪化するおそれがあるため、地域の医療費の分析に基づく効果的な健康づくりと医療費抑制に積極的に取り組む体制の再構築が必要
- ・ そのため、医療保険の安定性、持続可能性の確保を目指し、保険運営を県単位とした上で、関連施策との総合的な展開を図るため、医療保険の運営に県が積極的に関与すべき

連携の内容・方法

県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が国保の財政運営単位となるため、県民(被保険者)の負担の公平を図る観点から、県全体での保険料率の標準化 ・ 市町村の医療費適正化の努力の結果が、市町村間の保険料の差として明確に「見える」こととなり、医療費の抑制、健康づくりに取り組む意欲を持たせる仕組みを構築
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療費の動向等を踏まえた効果的、効率的な医療費適正化対策の推進



関係者の反応

- ・ 関係者は、保険料の標準化を図ることについて、保険料格差の解消につながる公平性の観点から、同意
- ・ また、健康づくりにより医療費適正化を推進することの必要性を認識
- ・ 取組努力が保険料水準に反映される仕組みについても、公平性に資することから市町村が同意

22

**奈良モデル取組事例
(現在推進中)**

**市町村子ども・子育て支援事業計画の
円滑な推進への支援**

発想の契機

- ◆ 今年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、各市町村は、自らが策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所等さまざまな子育て支援の体制を整備し、実施することとなる。
- ◆ しかし、病児保育事業や子育て支援員研修のように、単独の市町村で実施すると、対象人数が少なく、効率性の観点から実施が困難な事業や研修がある。
- ◆ そこで、市町村の区域を越えた広域実施により効率的に実施できる事業等について、①市町村間の連携の支援や②県による直接実施等の取り組みを行う。

支援の内容

連携支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病児保育事業の広域実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村・医療機関等との調整 ・ 協定締結に向けた市町村会議の開催 ■ 待機児童の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村連絡会議の開催 (意見交換、県内・他府県取組好事例紹介、対応策検討) ■ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク会議の開催 ・ 市町村職員や事業従事者に対する研修の実施
県直接実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て人材養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援員、家庭的保育者、利用者支援専門員

実績・関係者の反応

平成26年度は病児保育事業について、広域実施に向けた取り組みを実施。平成27年6月から、大和高田市を中心とした8市町での協定締結による広域実施がスタート。今後さらに、参加する市町村が増える予定。

23

奈良モデル取組事例
(現在推進中)

保健師のネットワーク強化推進

発想の契機

- ・保健師は「オールマイティ」、地域の健康づくりの「かなめ」
- ・県と市町村保健師のネットワークを強化し、横断的に重層的に、保健・医療・福祉の一体的な地域ケアシステムを構築するとともに、ライフサイクルを通じて予防から治療、地域ケアまで切れ目ない支援をする。

連携の内容・方法

- 保健師ネットワーク会議(全体会・専門部会)開催:
保健師の専門的な実践知、経験知を共有し、専門性を伝承する。
- 市町村支援:医療・福祉連携の推進と地域資源のコーディネート(地域包括ケア専任保健師配置)
健康危機管理体制の強化(災害時保健活動ガイドラインの作成)
- 保健師の人材育成・確保:
保健師の資質向上ガイドラインの作成
保健師の研修体制の構築



関係者の反応

- ・宇陀市等では、県、市町村保健師のネットワークを活用して多職種連携会議等を開催することで、顔の見える連携が構築できた。今後は、県内市町村でネットワークを活用した多職種連携会議等の開催、医療との繋ぎ役として地域ケア会議への参画等を進め地域包括ケアシステムの構築につなげる。
- ・平成27年度は、県と市町村で全体20名程度の保健師新規採用。県は新任期・中堅期・リーダー期ごとに県市町村合同研修を主催し、資質の向上を図りコーディネーター力等保健師の専門性を磨いていく。

24

奈良モデル取組事例
(現在推進中)

市町村公営住宅等の管理の共同化

発想の契機

- ・公営住宅管理業務の組織内でのノウハウの継承が困難
- ・小規模町村では、業務が多岐にわたり、専任できない
- ・滞納等に対する法的措置等対応などができていない
- ・住宅の老朽化により、修繕・住民対応に日々追われている
- ・団地規模が小さく、公営住宅等管理戸数が少ないために指定管理者制度の活用が困難
- ・公営住宅等管理システム(電算システム)の負担が大



連携の内容・方法

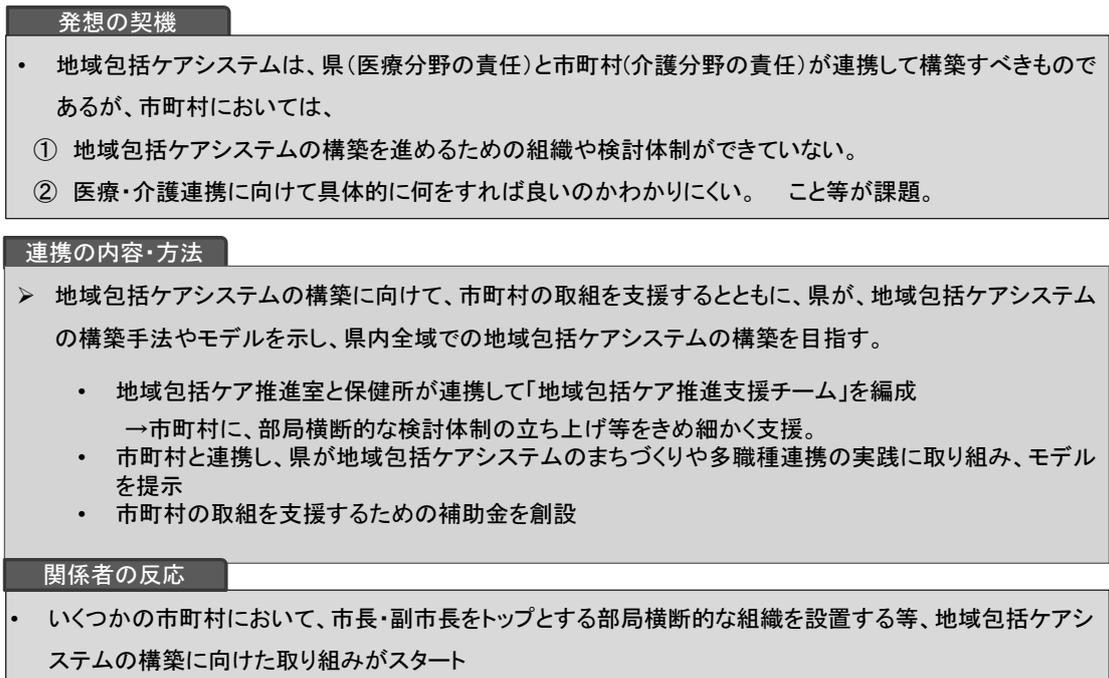
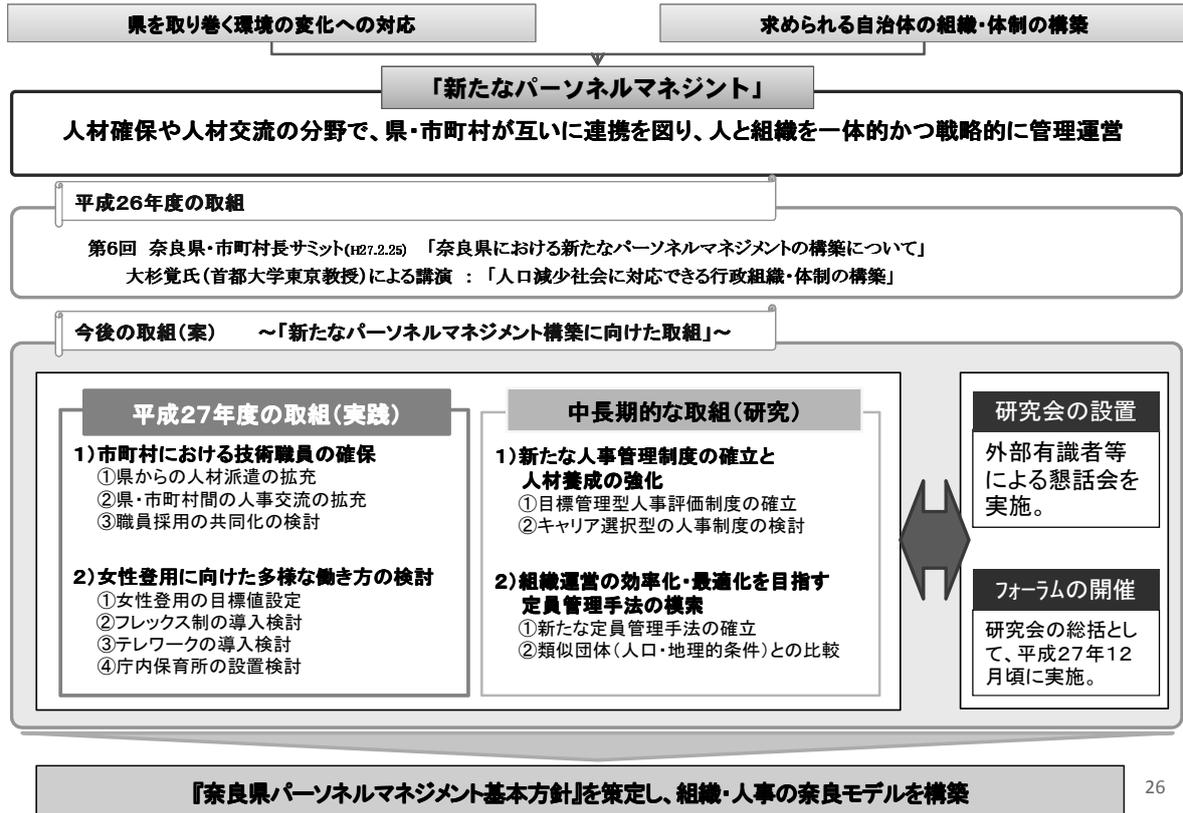
【共同化による考えられる効果】

- ・専門業務の組織内でのノウハウの継承
- ・管理・運営業務の共同化により専門組織の設置が可能
- ・単独の市町村だけでは、難しいといわれている指定管理者制度の活用の可能性が増大
- ・公営住宅等管理システム(電算システム)の共有化によるコストダウン
- ・業務に余裕が生まれ、建替事業に取り組むことが可能

今後の展開

- ・市町村公営住宅等の管理運営の共同化は長期的目標とし、当面は関係市町村における管理・運営に係る課題解決に、県全体(県・関係市町村)で連携して取り組むことが必要
- ・関係市町村が自らの管理・運営に問題意識を持ち、できることから順に見直しを進める
- ・まとまった市町村において適正管理運営が一定程度進んだ段階で、共同化の議論を開始

25



**奈良モデル取組事例
(現在推進中)**

健康長寿日本一に向けての連携

発想の契機

- 少子高齢化の急激な進展により、医療費や介護費が急増するおそれ
- これを放置すれば、医療保険制度や介護保険制度の崩壊を招き、後世代につけを回すことになりかねないと懸念
- このため、県と市町村が連携して、健康寿命延長に向けた取組を積極的に進める必要

連携内容

市町村の役割

・地域住民、NPO、自治会等と連携しながら、積極的に健康づくりの取組を实践（しかし、市町村ごとに取組に差がある）。

県の役割

・市町村の取組の差を、明示・公表
 ・取組方向の提示、市町村に先取りして取組を实践、有効な取組の普及、拡大

連携方法

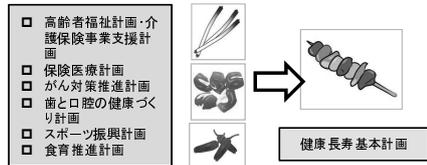
- 「なら健康長寿基本計画」を策定し、県民の健康寿命日本一を目指して、健康寿命延長に寄与する要因を研究・分析し、統一的・総合的・科学的に取組を展開
- 研究の結果、健康寿命の延長に寄与度の高い「たばこ対策」、「減塩対策」、「運動の推進」、「がん検診受診率向上対策」に重点を置いて、市町村と連携し、**健康実験(モデル事業)を実施**
- 有効な取組を普及するため、県は市町村に対して、人的、財政的支援を実施

関係者の反応

- 市町村別に健康指標を毎年公表することで、市町村が優先して取り組むべき課題が明確化
- 健康実験(モデル事業)を実施することにより、市町村が成果を実感し、取組のさらなる展開のインセンティブを惹起



県の役割は、「焼き鳥屋」のイメージ



**奈良モデル取組事例
(これから推進)**

地域医療ビジョン策定に向けた連携

○ 平成27年度中に県は「地域医療構想（ビジョン）」を策定。

地域医療構想（ビジョン）の内容・・・医療提供体制の構築

- 構想区域における医療提供体制の現状確認
- 疾病等に応じた医療圏の検討
- 医療機関の役割確認や目標設定と必要な施策
- 医療と介護の総合的な確保

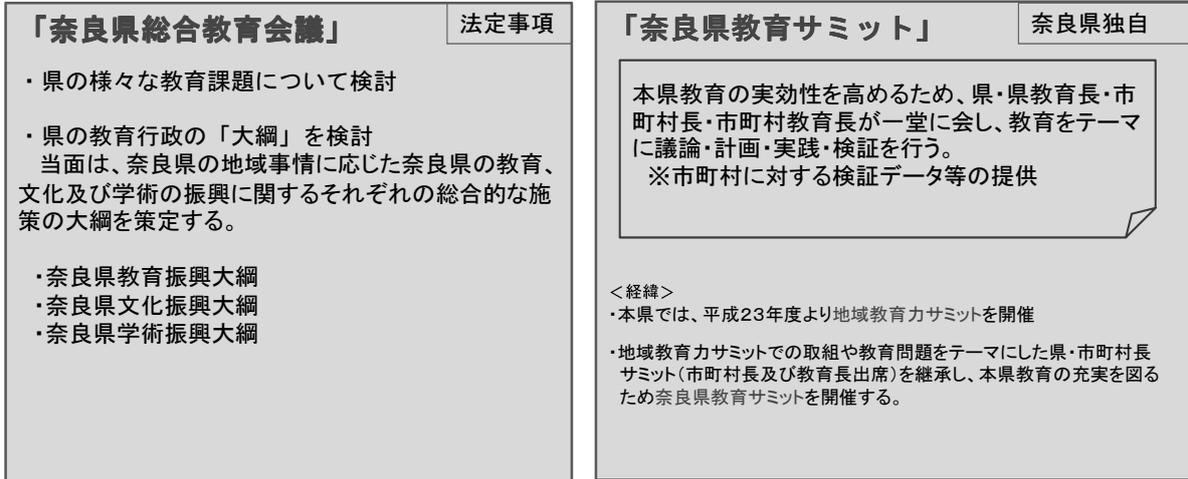
○ 今後、地域の医療提供体制を確立するためには、地域包括ケアシステムを確立し、推進する必要がある、介護保険制度を所管している市町村との連携は必須。



「奈良県・市町村長サミット」や「地域振興懇話会」において知事と市町村長が意見交換し、お互いの課題や状況を把握。また、地域の共通課題を近隣の市町村と県が協力して取り組む。

奈良県の教育課題解決のために、県と市町村が連携して取り組む体制を構築

・県では、「奈良県総合教育会議」と併せて県と市町村が教育分野で連携をとるため、「奈良県教育サミット」を並行して開催し、補完しあう体制とする。

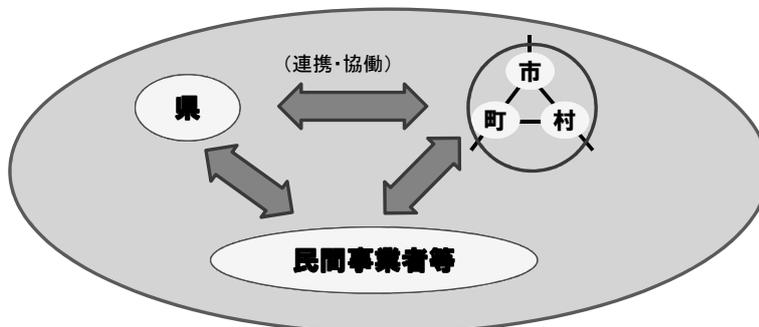


30

奈良モデルの取組の実例

6 新たな連携の形(民間も含めた協働)

市町村間連携、県と市町村の連携の取組みに民間事業者等も参画し、検討を進める仕組み



- 現在進行している取組
 - ・公共交通の確保

31

発想の契機

- バス事業者から、県中南部を走る25路線については、行政からの支援なしでは維持が困難であるとの申し入れ(H24.10)

バス事業者による維持が困難
となっている25路線

連携内容

- 地域交通に関わる関係者の総力を結集するため、知事、全市町村長、交通事業者等をメンバーとする「奈良県地域交通改善協議会」を立ち上げ(H25.2)
- 「誰がどのように運行するのか」、「誰がどれだけ負担するのか」などについて、個別路線ごとに、客観的指標を活用して、協議、バスカルテを作成
- 一方、県の責務や関係者の連携・協働を基本理念とした「奈良県公共交通条例」(議員提案)施行(H25.7)

都道府県では
全国初

- ルートやダイヤの改善などについて議論を重ね(路線ごとの検討会議を64回開催)、25路線について、関係者間で意思統一がはかられ、バス事業者からの申し入れ路線に係る全路線の再編について結論を得た。(H26.9)



今後の展開

- 今後、PDCAサイクルによる交通サービスの維持・確保・改善に向けた取組を継続的に進める(バスカルテのフォローアップなど)とともに、まちづくりと一体となった公共交通のあり方や利用促進策などについて、関係者との協議を進める。
- 一方、移動ニーズに応じた交通サービスを実現するため、奈良県公共交通条例に基づく「奈良県公共交通基本計画」及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「(仮称)奈良県地域公共交通網形成計画」の策定にむけて関係者間で検討を進める。



奈良県地域交通改善協議会での討議

第2部 東日本大震災からの復興

平成27年5月22日
岡本 全勝

東日本大震災からの復興—試された日本

- 1 試された政府—想定外が起きたら
 - (1) 未曾有の大災害—その特殊性
 - ①千年に一度の大津波—想定を超える大津波
 - ・流された市町村役場＝機能喪失
 - ・流された町＝日常の暮らしが成り立たない
 - ・現地復旧できない津波被害地＝高台移転へ
 - ②前例のない原発事故—想定していない事故
 - ・放射能汚染＝しばらく帰還できない町も（避難指示10万人）
 - ・全国へ避難（北海道から沖縄まで3県以外に6万人）
 - (2) 発災時の対応—2つの本部
危機は、常に想定外。どれだけ準備しても起きる「想定外」の事態。そのときに、どのように対応するか。
 - ①地震津波対応＝緊急災害対策本部
素早かった地震津波対応＝阪神・淡路大震災の教訓と訓練
被災者生活支援チーム＝司令塔、これまでになく対応
民主党政権・官僚バッシング→官僚の力を見せたかった
私が考えたこと＝何をしなければならぬか、何ができるか。
そのために誰を動かすか。
 - ②原発事故対応＝原子力災害対策本部
十分でなかった原発事故対応（事故の収束、避難誘導）
事故が起きないという「安全神話」
官邸、東電、原子力保安院。責任者・責任組織の不在

2 試された日本社会—大震災で見えた日本社会

- (1) 失ったもの（物的なもの他に）
 - ・ 科学技術と科学者への信頼
 - ・ 原子力発電所の安全神話
 - ・ 政府への信頼
- (2) 壊れなかったもの
 - ・ 信頼を高めた多くの技術（脱線しなかった新幹線。他の原発は安全に停止）
 - ・ 2万人もの人が死亡した一方で、約40万人の人は助かった（日頃の訓練や関係者の身を挺しての誘導）。
 - ・ 強靱な社会。被災者の冷静さと助け合いは、世界が賞賛。暴動も略奪も起きなかった。
 - ・ 日常生活と行政や企業活動は、機能し続けた。
 - ・ 早急なインフラ復旧と事業再開。企業の努力。
- (3) 見えたもの
 - ・ 温かい助け合い。全国から多くの義援金や物資、ボランティア活動。各地で、被災者を受け入れ。
 - ・ 他方で、放射線量が低いがれきなど受け入れ拒否。続く風評被害。

3 試されている政府

(1) 進んでいる復興と、困難な原発事故処理

① これまでにない施策

・ 前例のない災害、前例通りでは復旧しない

「前例がありません」「法令に書いていません」「予算がありません」は、矛盾。

② 復興の現状

・ 地震津波被害地＝あと 2 年で、おおむね完了。2018 年度までには、住宅関係は完成。

・ 原発事故＝廃炉に 30 ～ 40 年。帰還可能な地域と長期に困難な地域

(2) 復興とは何かー国土の復旧から暮らしの再建へ

① 流された町の復旧で見えることー失われたものは何か

・ モノ＝インフラと住宅

・ 機能＝各種サービス、産業

・ つながり＝コミュニティ、つきあい

② それを作る・支えるのは誰かー自己責任と支援

・ インフラと住宅＝行政

・ 各種サービス、産業＝行政、民間企業

・ コミュニティ、つきあい＝町内会、NPO、中間団体

(3) 変わる政府の役割ー公共とは何か

① 社会を支える企業と中間組織 (NPO など)

② 政府の役割＝福祉提供国家から安心保障国家へ

これまで考えていた「政府のあり方」「行政の役割」を実践する場。

「復興の現状と課題ー未曾有の事態へどのように対応してきたのか」(『地方財務』2015 年 4 月号)

「東日本大震災からの復興ー試される政府の能力」日本行政学会年報『東日本大震災における行政の役割』(年報行政研究 48、2013 年 5 月、ぎょうせい)

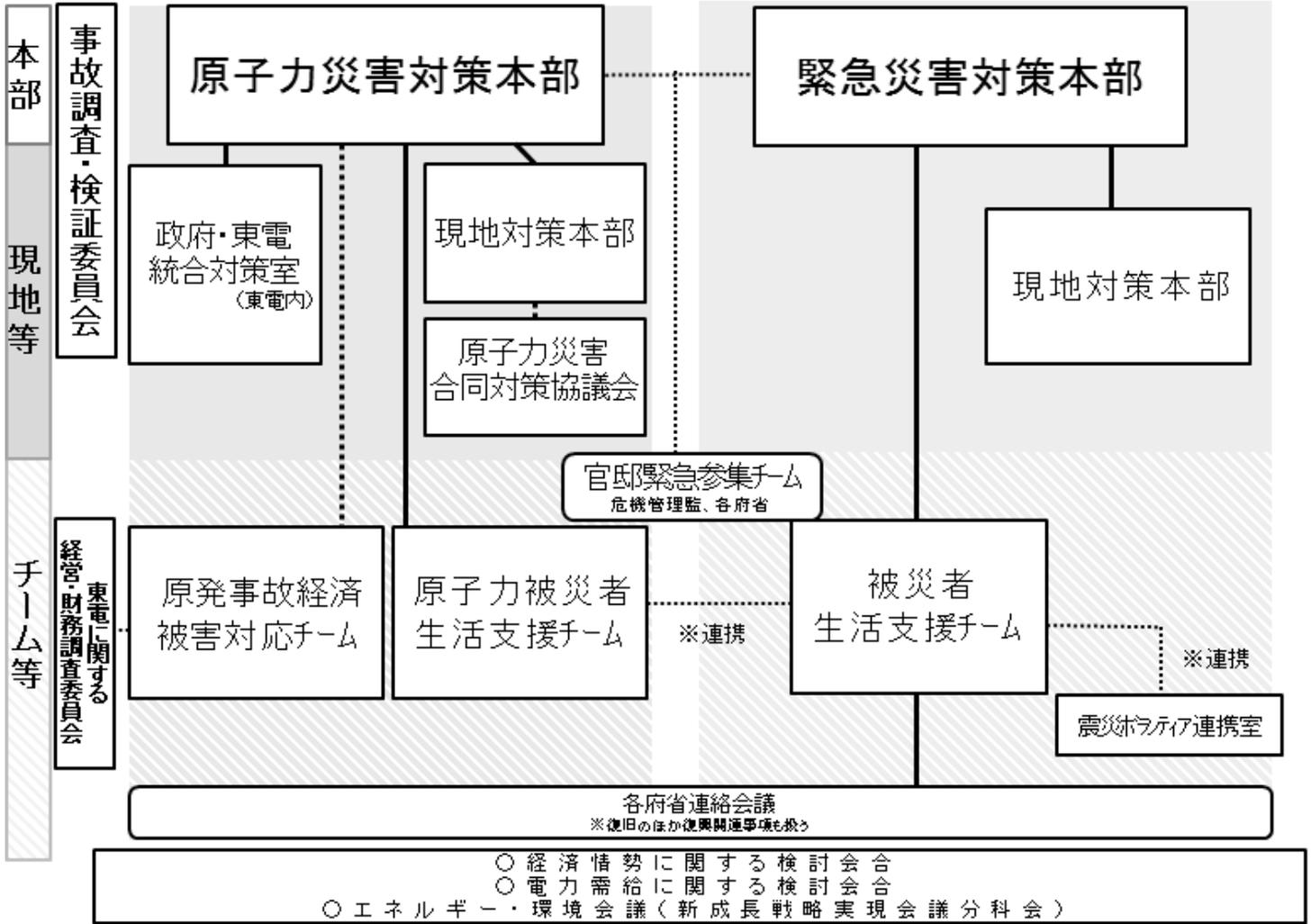
「被災地から見える「町とは何か」」(共同通信社のサイト 2012 年 8 月 31 日)

<http://www.47news.jp/localnews/furusato/2012/08/31/131105.php>

『新地方自治入門ー行政の現在と未来』(2003 年、時事通信社)

岡本全勝のページ <http://homepage3.nifty.com/zenshow/>

政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図（平成 23 年 4 月現在）



大臣等と事務局との会議風景、事務局執務風景（平成 23 年 3 月現在）



これまでにない組織と政策で復興を支援。

- (1) 国の責務の一元化
 - ① 責任組織の設置と一元化（復興対策本部、復興庁）
 - ② 自治体からの要望をワンストップで対応（地方に復興局を設置）
 - ③ 復興のための増税も含め、5年で26.3兆円程度復興財源確保
- (2) 被災自治体支援
 - ① 震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置
 - ② 取崩し型基金3,000億円
 - ③ 全国の自治体が被災地に職員を派遣（累計8万7千人）
- (3) 被災者支援
 - ① 心身のケア、孤立防止、コミュニティづくりを支援
 - ② 住民票を移さず、避難先自治体で行政サービスを受けられるように支援
- (4) インフラ復旧・まちづくり
 - ① 復興特区制度を創設し、土地利用再編の事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化
 - ② 復興交付金を創設し、地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当
- (5) 産業の復興
 - ① 仮設工場・店舗等の整備と無償貸与
 - ② 中小企業等グループの施設復旧のための補助金の創設
 - ③ 復興特区制度を創設し、税制・金融上、規制・手続きの特例
 - ④ 二重ローン対策（東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター）
- (6) 雇用の確保
 - ① 雇用創出基金の拡充等による被災地で仕事づくり
 - ② 震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設

復興4年間の現状と課題（概要）

・復興4年間でインフラ復旧は概ね終了し、住宅再建は工事が進んでいる。併せて、産業・なりわいの再生と被災者の心身のケアに取り組む。
 ・福島復興・再生については、早期に帰還する人、長期に待つ人、新生活を選ぶ人、といった避難者の意向に応じた対策を進める。

1. 被災者支援

実績 避難者は47万人から22万人まで減少。避難の長期化により、体と心の健康への支援が重要。
今後の方針 仮設住宅での心身のケア、恒久住宅移転後のコミュニティ形成、被災者の生きがいづくりへの支援。



見守りによる心身のケア

2. 公共インフラの復旧

実績 がれき処理と公共インフラの復旧は、概ね終了。
今後の方針 残る工事の促進。



災害公営住宅



高台移転による宅地造成

3. 住宅再建・復興まちづくり

実績 住宅再建は、計画策定済みであり、工事も進行。また自主再建も進む。
 ※災害公営住宅：5月頃までに1万戸を超える住宅が完成見込み。
 高台移転：3月末までに概ね4千戸が完成。
今後の方針 工事の促進。（災害公営住宅：平成27年度までに約2万戸、高台移転：平成27年度までに約1万戸完成見込み）

4. 産業・なりわいの再生

実績 鉱工業生産指数は震災前の水準に回復、農地は7割で復旧、有効求人倍率は1倍を超え、雇用も改善。
今後の方針 売上が回復しない業種への支援。新しい町での商店の再開支援。



米農家視察

5. 福島の復興・再生

実績 除染（国直轄）は11市町村のうち、4市町村で除染が終了。中間貯蔵施設の建設及び土壌等の搬入開始。一部で避難指示が解除。
今後の方針 早期に帰還する人、長期に待つ人、新生活を選ぶ人といった避難者の意向に応じた対策。また、放射線リスクコミュニケーションや風評被害対策。

東日本大震災に係る政府の対応

	原発事故による災害	地震・津波による災害
直後の対応	【原子力災害対策本部】 本部長：安倍内閣総理大臣 副本部長：菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、望月環境大臣、田中原子力規制委員長 事務局：内閣府（原子力防災担当） 福島原子力事故処理調整総括官	【緊急災害対策本部】 本部長：安倍内閣総理大臣 副本部長：菅内閣官房長官、山谷防災担当大臣 事務局：内閣府（防災担当）等
	<直後の対応> ・避難指示 ・救出・救助 ・炉心の冷却、注水作業 ・避難所支援、物資補給	<直後の対応> ・救出・救助 ・避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ・捜索 ・ライフラインの応急復旧
現在の取組	【環境省】 ・廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設の整備 ・モニタリング（関係省庁：農水省、厚労省、原災T、文科省） ・放射性物質汚染に関する安心・安全の確保（リスコミ）（環境省、文科省 等） ※ その他：風評被害対策	【復興庁】 <<暮らし>> ○被災者支援（健康・生活支援、本格住宅への移転支援等） <インフラ整備> ○住宅再建・復興まちづくり <産業・生業> ○産業復興 ○雇用確保 ○農林水産業の再開
	<<暮らし>> ○長期避難者対策（町外コミュニティ等）、早期帰還支援 <インフラ整備> ○避難指示区域等における公共インフラの復旧	

被災地から見える「町とは何か」～NPOなどと連携した地域経営へ～ 岡本全勝・復興庁統括官

東日本大震災からの復興の歩みを通じて、行政と住民、そしてNPO、ボランティアがこれまでになかったつながりがりを築き始めています。復興庁で新しい動きの最前線に立つ岡本全勝統括官の寄稿を掲載します。

<目次>

第1章 復興から見える町

- 1 津波が流し去った「町」
- 2 暮らしから見た町の4要素
- 3 町づくりの3つの主体

第2章 行政の役割の変化

- 1 サービス提供国家から安心保障国家へ
- 2 社会を支える3つの主体とシステム

第3章 これからの地方自治体

- 1 被災地から見たこと
- 2 行政学から地域経営へ

(1) 社会資本とサービスから安心へー対象の変化

日本は先進諸国に追いつくことを目指し、経済成長と、社会資本整備と、行政サービス充実に全力を挙げてきました。そして、それに成功しました。それぞれ世界最高水準になったのです。私たちはかつてに比べ、はるかに豊かに豊かで便利で安全に、そして自由で平等になりました(注3)。

しかし、これらの課題を達成したら、新しく別の課題が見えてきました。その一つは、「弱者」です。「一億総中流」と言われたように、豊かで平等な社会を達成したと考えると、その陰で「落ちこぼれている人」がいたのです。格差と貧困、非正規雇用、ニート、いじめ、不登校、引きこもり、虐待、孤独死など。学校や会社という組織から外れると、日本は意外と冷たい社会でした。生活者や弱者は、社会保障制度を除けば、行政の対象外だったのです。そして従来の社会保障制度に乗らない人たちは、相手にしてもらえません(注4)。

もう一つの課題は、リスクへの不安です。国民は、現在の社会をリスクに満ちた社会だと考え、不安を感じます。飢えや貧困、病気や戦争、抑圧や束縛は、人類にとって大きなリスクでした。ところがそれらを克服したことで、ほかのリスクが目立つようになったのです。豊かな社会のパラドックスです。

災害、事故、病気といった古典的リスクについては、より安全な対策が求められます。そのほかに、孤立やうつ病、引きこもりといった社会生活での人間関係のリスクが大きくなっています。これらのリスクは過去にもあったのですが、貧困や病気といったリスクの陰に隠れていました。他方で、家庭や地域社会の互助機能が弱くなり、これらのリスクが顕在化しました。先に述べたように、被災地では、一人暮らしの高齢者が多いことや仮設住宅に入ったことで、孤独や孤立が大きな問題になっています(注5)。

これらは、これまでの福祉行政では対応できません。福祉を超えた安心が、求められるようになったのです。

(2) 提供から保障へー手段の転換

安心保障国家への転換のもう一つの要素は、行政サービスを「提供」する政府から、安心を「保障」する政府への転換です。すなわち、政府が自ら公共サービスを提供する方式から、その実施については民間の力を利用する方式への転換です。

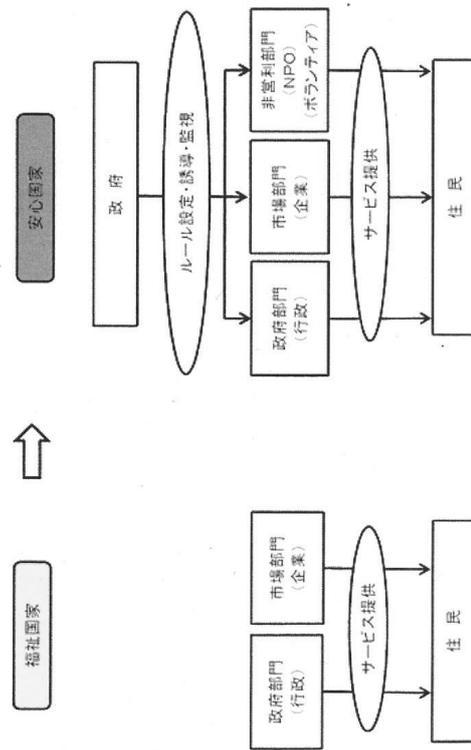
サービス国家は、衛生、教育、社会保障といった公共サービスを、政府が提供することを前提としていました。しかし20世紀後期になって、政府の効率の悪さが批判されるようになりました。「政府の失敗」です。そして民営化や民間委託が広がり、市場経済での競争の思想が導入されました。「小さな政府論」「ニュー・パブリック・マネージメント(NPM)」です。これまで政府(国と地方自治体)が提供していた公共サービスを、民間主体が提供します。そこには、営利企業だけでなく、非営利活動(ボランティアやNPO)もあります。ただし、政府が全く手を引くのではなく、その提供について責任を負います。実施について、民間主体を活用するのです。

例えば、平成12年に導入された介護保険サービスです。それまでは、介護サービスは、行政が提供する「措置」でした。新しい介護保険制度では、制度の運営や要介護度の認定は地方自治体が行いますが、サービスは利用者が民間も含めた事業者から選ぶ「契約」になりました。

すると、これらの提供主体をどのように組み合わせるかのようになり規制すれば、効率的で安全な提供ができるかを考え、政府の責任になります。顧客としての市民は、行政、企業、非営利活動のどれかが、より安く質の良いサービスを提供してくれるかを選びます。統治者としての市民からすると、あるサービスを提供する場合に、企業が担えるか、非営利組織でできるか、それとも行政が担うかを、選択することになります。その設計が、政府の仕事になります。

このように政府の役割は、公共サービスの提供を引き受けるのではなく、官(政府)・私(営利企業)・共(非営利活動)という3主体の一つとして、他の主体が提供しないサービスを提供すること。そして、それら3主体のサービスが適正に行われるように、規制と監視をすることになります。

国家の役割の変化—サービスの提供から安心の保障へ



さらに、サービスを提供するという視点自体が、時代遅れになっています。これは、サービス提供が不十分で、それを充足するにはどうすれば効率的かという問題意識からの発想です。そのために行政自らがサービスを提供するほか、企業や提供者(私立学校や保育園)に補助金を出し、業界団体を指導します。これは、提供者を育てる発想です。すでに提供する仕組みを作り上げたなら、これからは、サービスの受け手(顧客)である住民や生活者の立場に立って考えるべきです。すると、企業や学校に補助金を出すのではなく、生活者に補助金を出して、サービスを選択させる方法が有効です。業界は、行政が指導し育てる対象ではなく、一定以上のサービス水準を守っているかを監視する対象です(注6)。

また、引きこもりやニートなどに対しては、行政によるサービス提供には限界があります。個人の生活や家庭の中には、行政は介入することを抑制しなければなりません。そこで活躍しているのが、NPOです。仮設住宅の見回りも、同じことがいえます。

こうして、政府は単に小さな政府になるのではなく、広い責任を持った小さな政府になるのです。小さな政府論は、行政の量の縮小だけでなく、役割の転換をもたらしました(注7)。

2 社会を支える3つの主体とシステム

これまででは、公共とは行政のことであり、公共サービスとは行政が提供するサービスと考えられていました。しかし、民営化や民間委託が進むことで、官と民との区別が曖昧になり、違いがなくなり、ゴミ収集の民間委託、国鉄や電電公社の民営化など、業務に変わりはありません。利用者へのサービスは、良くなったと評価されています。そのような視点で見ると、人の命を扱う病院の多くが私立であり、公教育を担う学校にも私立はたくさんあります。電気、ガス、通信など、日常生活になくはならないものも、企業が提供しています。

もう一つは、非営利活動です。ボランティア活動やNPOが発達になり、地域コミュニティも再認識されました。それらも、公共の課題解決に大きな役割を果たしています。先に、被災者支援や被災地復旧において、ボランティア活動、NPO、町内会などが大きな役割を果たしていることを紹介しました。

こうしてみると、政府は公共サービス提供の一主体でしかなく、公的サービスを提供している組織や人はたくさんいます。そしてコミュニティやつなぐは、人々に安心を提供しています。民間(営利企業と非営利活動)も、公共や公益を担っています。企業もNPOや町内会も、単に住民にサービスを提供する主体にとどまらず、町をつくっている重要な主体なのです。サービス提供に関して、行政の下請けをしているわけではありません。

公共空間は、行政が支えているわけではありません。社会は、「官=政治行政システム」と、「私=市場経済システム」と、「共=非営利ボランティアシステム」の3つから成り立っています(注8)。住民の暮らしには、これらすべてが必要なのです。地域を考える際に、市町村役場は行政の世界に閉じこもっているだけでは、問題は解決しません。

行政(官)が公共を独占することが、終わったのです。それは社会思想としては、官が公益を担い民が私益を追求するという二元論から、公共の課題を官(政府)・共(非営利活動、中間団体)・私(営利企業)が役割分担する三元論への転換です(注9)。

もともと、これまでも町内会やPTA、ママさんバレーなど、中間団体は地域の公共を担っていました。企業も、企業内福祉をはじめ生きがいと安心を、従業員に提供していました。「疑似ムラ」と呼ばれていました。それらを忘れて、行政が公共を独占していると誤解していたのです。

さらに視野を広げると、ここには、近代ドイツ国家学からアメリカ社会学への、国家観の転換があります。ドイツ国家学では、社会は弱肉強食なので、中立公正な国家が秩序をつくります。民(社会)と官(国家)は、峻別されます。一方、アメリカ社会学では、人が集まって会社を作り、人が集まって自治体を作ります。そして政府もつくります。行政機構も会社と同じく、住民の目的のためにつくったものです。官と民との間には、垣根はありません(注10)。仮設住宅での困りごとを相談する際に、住民から見ても、NPOと町役場の違いは限りなく小さくなります。

<http://www.47news.jp/localnews/furusato/2012/08/31131105.php>

資料1

復興庁参事官 海老原 諭

集中復興期間の総括と 28年度以降の復興事業のあり方 (ポイント)

- I 集中復興期間の総括
- II 28年度以降の復興事業
 - 1 10年以内での復興事業の完了
 - 2 被災地の「自立」につなげていく支援
 - 3 復興特会で実施する事業
 - 4 自治体負担の考え方

平成27年5月
復興庁

I 集中復興期間の総括

○ 28年度以降の復興事業のあり方については、これまでの集中復興期間における復興支援の総括を行い、その上で、定めていく必要がある。

- 1. 分野ごとの成果と現状（25兆円を使い、何ができ、何が残ったか。）【参考1】
- 2. 復興事業と予算の総括

前例のない幅広く手厚い措置【参考2】

- (1) 増税も含め、25兆円を超える復興財源フレームを策定。
- (2) 復旧・復興事業の自治体負担をゼロに。被災地は安心して復興に取り組む。
- (3) 高台移転など、単なる復旧を超えた事業を実施。
きわめて柔軟な復興交付金制度を創設。その他のインフラ整備も、社会資本整備総合交付金に復興枠を創設し、自治体負担を実質ゼロ。
- (4) 産業復興のための「グループ補助金」を創設。被災者の健康、コミュニティ支援も実施。

復興は着実に進展

- 地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展。少なくとも住まいの確保に関する復興交付金事業は、集中復興期間中に85市町村中64市町村で完了予定。【参考3】

評価と課題

- 今後の復興事業（予算）の在り方を検討する前提として、以下を考える必要。
 - (1) 復興予算の執行の遅れ（繰越2兆円、不用0.7兆円（25決算））。精度の高い予算にしていくべき。
 - (2) 国民に広く負担を求めた復興財源が、被災地の復興とは直接関係のない事業にも使われてきたとの指摘。
 - (3) 被災地向けの予算でも、緊急性や必要性、国の支援のあり方を精査すべきものがある。
⇒ 全国共通の課題（地域振興、防災）への対応、調査研究・技術開発、雇用確保や人材育成
 - (4) 地域の持続可能性を見据えた復興地域づくりに資するものになっているか。
⇒ 被災地の市町村では、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を縮小。

Ⅱ 28年度以降の復興事業

1. 10年以内での復興事業完了(福島除く)

- 復興期間10年以内での一刻も早い復興事業完了に向けて、現在の取組を着実に進める。
- ただし、原子力災害被災地域については、長期の事業が予想されるので本格的な復興・再生に向けて、国が前面に立ち、引き続き取組む必要。

2. 被災地の「自立」につなげていく支援

- (1) 被災地の「自立」につなげていくための施策にしていく必要。新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指す。
- ① まずは住宅再建等を加速。被災者の恒久住宅の確保を促進。
 - ② 災害公営住宅でのコミュニティづくりや長期避難者の心身のケア等、復興のステージの進展に伴って生じる被災者が抱える課題等に的確に対応。
 - ③ 産業・なりわいの再生等に、官民の連携を一層強化し取組み。持続可能な地域社会を作り上げる。
- (2) 財源が国民負担であることを再認識して、見直しを行う。
- ① 被災地の復興のために真に必要な事業に重点化。地方創生をはじめ一般会計等の施策を活用。
 - ② 復興に資する事業でも、全国共通の課題（地域振興、防災）への対応との性格を併せ持つ事業について、自治体負担を導入。自治体負担の程度は、全国における一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減。被災団体の財政負担に十分配慮。【参考4】
- ⇒ 復興の基幹的事业（被災者支援、災害復旧、復興交付金事業（基幹事業））や原発由来の事業は引き続き自治体負担ゼロ。
- ③ 人口の将来見通しを踏まえた事業内容の見直し

2

3. 28年度以降復興特会で実施する事業

- 引き続き復興特会で実施する事業、一般会計で実施する事業、27年度限りで終了する事業の振分けは以下のとおり。

区分	事業	具体例
引き続き復興特会で実施	① 被災者支援	応急仮設住宅、被災者の心のケア、見守りなど
	② 災害復旧事業等	災害廃棄物処理、公共土木施設や商業施設等の災害復旧
	③ 原子力災害特有の課題に対応する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除染、中間貯蔵施設の整備、放射性物質汚染廃棄物処理 ・ 長期避難者支援、早期帰還の支援 ・ 避難指示区域等における医療保険制度等の特別措置 ・ 環境放射線測定、環境モニタリング ・ 風評被害対策 など
	④ 東日本大震災復興交付金	高台移転、災害公営住宅 など
	⑤ その他被災地の課題に対応する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興に資する公共事業 ・ 被災した中小企業等への低利融資、販路回復 ・ 成果が早期に発現し、被災地の復興につながる調査・研究 ・ 応援職員経費 など
一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施 ・ 被災地以外でも等しく課題となっている事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用創出、雇用支援 ・ 地域振興や将来の災害への備えとの性格の公共事業 ・ 成果の発現に長期を要し、成果が全国に裨益する調査・研究 など
27で終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的や目標を達成 ・ 緊急性や必要性がなくなった事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国防災事業 ・ 復興を担う人材育成 など

3

4. 自治体負担の考え方

- 復興の基幹的事業（被災者支援、災害復旧、復興交付金事業（基幹事業））や原発由来の事業は引き続き自治体負担ゼロ。
- 一方、復興に資する事業でも、「地域振興」、「将来の災害への備え」といった、全国に共通する課題への対応という性格を併せ持つ事業に対して、自治体負担を導入。具体的には、①復興交付金（効果促進事業）、②社会資本整備総合交付金（復興）、③道路・港湾整備事業などが対象。
- 自治体負担の程度は、全国における一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減。被災団体の財政負担に十分配慮。

	復興事業の分類(補助、直轄)	主な事業	
A	復興の基幹的事業 ・災害救助、心のケア、コミュニティ再建（被災者支援） ・災害廃棄物処理、インフラ復旧、生産設備復旧（災害復旧） ・高台移転（復興交付金（基幹事業））など	・応急仮設住宅、被災者健康生活支援総合交付金 ・災害廃棄物処理、災害復旧、グループ補助金 ・復興交付金（基幹事業）	自治体負担ゼロ
	B 原子力災害からの復興	福島再生加速化交付金 放射性物質汚染廃棄物処理 双葉郡中高一貫校設置事業	
C	震災からの復興に資する事業であり、かつ、「地域振興」や「将来の災害への備え」といった全国共通の課題への対応との性格も併せ持つ（※1）	① 復興交付金（効果促進事業） ② 社会資本整備総合交付金（復興） ③ 道路整備事業、港湾整備事業 等	自治体負担を導入

（※1）原子力災害被災地域12市町村の事業は除くものとする（Bとして整理）。

4

（参考1）集中復興期間における復興事業の主な実績

住宅再建・復興まちづくり(10兆円)	産業・生業(なりわい)の再生(4.1兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ◆災害廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none"> ・福島県一部地域を除き処理を完了（H26.3） ◆災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防2,115箇所のうち2,113箇所（H26.12）、道路（直轄国道）1,161kmのうち1,159km（H26.12）の復旧を完了 ◆インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・復興道路等570kmのうち223kmを供用済（H26.12） ◆復興まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・復興交付金31,818億円を計上し（H23~27）、97市町村及び8道県に対し25,648億円を配分（H23~26） ・災害公営住宅の85%、高台移転の宅地の94%で着手済（H26.12） ⇒ 集中復興期間中に、災害公営住宅19,566戸（計画の65%）、高台移転の宅地9,937戸（同48%）が整備完了見込み 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・約28万件の貸付（貸付額約5.8兆円）を実施（H27.2） ・グループ補助金で605グループ、10,416事業者を支援（H27.2） 交付先事業者の約4割が震災直前の売上水準まで回復（H26.6） ・3県全体の鉱工業生産指数が震災前の水準にほぼ回復（H24.1~） ◆企業立地 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県28件、宮城県129件、福島県616件等計約900件を採択（H27.3） ◆農林水産業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・漁船約1.8万隻の復旧。水揚げ量は約8割まで回復（H27.1） ・水産加工施設の約8割で業務再開（H26.12） ・津波被災農地の約7割で営農再開可能（H27.1） ◆雇用の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から25年度の3年間で約26万人の雇用を創出。被災3県の有効求人倍率は0.45倍（H23.4）から1倍以上に上昇（H24.7~） 等
被災者支援(健康・生活支援)(2.1兆円)	原子力災害からの復興・再生(1.6兆円※1)
<ul style="list-style-type: none"> ◆救助活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛官のべ1,066万人等を派遣（H23） ◆応急仮設住宅（借上げ型を含む）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時約12.3万戸。応急仮設住宅等への入居戸数は減少（8.5万戸（H27.3））し、恒久住宅への移転が進捗。岩手県、宮城県の計9市町村において応急仮設住宅が解消見込み（H27.3） ・避難者数は当初の約47万人から約23万人まで減少（H27.1） ◆被災者の生活再建支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象全て（22万4千世帯）に被災者生活再建支援金の支給（基礎支援金）をおおむね完了（H28.3） ◆地域医療の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・約9割の病院を復旧（H26.12） ◆就学支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災園児児童生徒のべ18万人に学用品費等を支給（H23~25）等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆除染 <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄除染対象11市町村のうち4市町村の面的除染を終了（H26.11） ・市町村除染対象94市町村のうち45市町村において、除染等の措置が概ね完了（H26.12） ◆中間貯蔵施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500億円）、原子力災害からの福島復興交付金（1,000億円）を創設（H27.2） ◆ふるさとの復活 <ul style="list-style-type: none"> ・福島再生加速化交付金2,655億円を計上（H25~27） ・避難指示区域の見直し完了（H25.8）し、順次、避難指示を解除 ◆風評被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・157民間団体・市町村へ福島県産農産物のPR事業を支援（H26.3） <p>※1 東京電力への求償対象経費（除染等：2.6兆円・27年度末までに使用が見込まれる金額へス）は含まれていない。</p>

（注）上記の他、震災復興特別交付税等(4.6兆円)、全国防災対策費等(3.0兆円)等がある。

※2 4つの柱の○の数字は、集中復興期間に使用が見込まれる金額（復興財源フレーム（事業費ベース）上の試算値）

5